

## ●広島市消費生活条例（抜粋）

（審議会）

- 第32条 第7条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第11条第3項（第12条第4項及び第13条第3項において準用する場合を含む。）及び第16条第2項の規定によりその権限に属するものとされた事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するため、広島市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、消費生活に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議することができる。
  - 3 審議会は、**委員10人以内で組織**する。
  - 4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 消費者を代表する者
    - (3) 事業者を代表する者
    - (4) その他市長が必要と認める者
  - 5 審議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 **特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。**
  - 7 審議会の専門委員は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
  - 8 審議会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## ●広島市消費生活条例施行規則（抜粋）

（部会）

- 第26条 審議会に、必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
  - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
  - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。